学校法人履正社 役員・評議員報酬に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、学校法人履正社の寄附行為第５条４項の規定に基づき、役員・評議員報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 役員・評議員報酬とは御車代を指す。

（支給）

第２条　役員・評議員報酬は、非常勤役員・評議員(職員でない役員・評議員)に支給する。

（支給額の算定方法）

第３条　役員・評議員報酬の額は、日額３万円とする。

（支給方法）

第４条　役員・評議員報酬は、理事会・評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

（規則の変更）

第５条　この規則の変更は、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会に諮る。

附則

この規則は、令和７年１２月２０日から施行する。

以上